

香川県条例第9号

香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定有害物質による土壤又は地下水の汚染発見時の届出)</p> <p>第50条 特定有害物質取扱事業場を設置している者は、当該特定有害物質取扱事業場の敷地内において、規則で定める基準を超える特定有害物質による土壤又は地下水の汚染を発見したときは、<u>その発見が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）の規定による調査によるものである場合その他の場合で規則で定める場合</u>を除き、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(特定有害物質による土壤又は地下水の汚染発見時の届出)</p> <p>第50条 特定有害物質取扱事業場を設置している者は、当該特定有害物質取扱事業場の敷地内において、規則で定める基準を超える特定有害物質による土壤又は地下水の汚染を発見したときは、<u>土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項の規定による報告をした場合</u>を除き、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
<p>(土壤汚染関係施設の廃止時の措置)</p> <p>第56条 略</p>	<p>(土壤汚染関係施設の廃止時の措置)</p> <p>第56条 使用が廃止された土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等であって、当該土壤汚染関係施設に係る工場若しくは事業場を設置していたもの又は次項の規定により知事から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>(汚染原因の調査等)</p> <p>第57条 特定有害物質取扱事業場を設置している者は、当該特定有害物質取扱事業場の敷地内において、規則で定める基準を超える特定有害物質による土壤又は地下水の汚染を発見したときは、<u>その発見が土壤汚染対策法の規定による調査によるものである場合</u>その他の場合で規則で定める場合を除き、当該汚染の原因について、規則で定めるところにより、調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。</p>	<p>(汚染原因の調査等)</p> <p>第57条 特定有害物質取扱事業場を設置している者は、当該特定有害物質取扱事業場の敷地内において、規則で定める基準を超える特定有害物質による土壤又は地下水の汚染を発見したとき<u>（土壤汚染対策法第3条第1項の規定による調査により土壤の汚染を発見したときを除く。）</u>は、<u>同法第5条第1項の規定による命令があった場合</u>を除き、当該汚染の原因について、規則で定めるところにより、調査を行い、その結果を知事に報告しなけれ</p>

2 前条第1項の規定による調査の結果、規則で定める基準を超える特定有害物質による土壤の汚染が認められた場合における当該調査を行った土壤汚染関係施設に係る工場若しくは事業場を設置していた者又は次項の規定により知事から通知を受けた者は、土壤汚染対策法の規定による知事の命令があった場合その他の場合で規則で定める場合を除き、当該汚染の原因について、規則で定めるところにより、調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

3・4 略

ばならない。

2 前条第1項の規定による調査の結果、規則で定める基準を超える特定有害物質による土壤の汚染が認められた場合における当該調査を行った土壤汚染関係施設に係る工場若しくは事業場を設置していた者又は次項の規定により知事から通知を受けた者は、土壤汚染対策法第5条第1項の規定による命令があった場合を除き、当該汚染の原因について、規則で定めるところにより、調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

3 知事は、前条第1項の規定による調査の結果、規則で定める基準を超える特定有害物質による土壤の汚染が認められた場合において、当該調査を行った者が、当該使用が廃止された土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者と異なるときは、当該使用が廃止された土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者に対し、当該調査の結果を通知するものとする。

4 略

(記録の作成等)

第60条 第47条第2項、第49条、第56条第1項若しくは第57条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項若しくは第8項、第4条第2項若しくは第3項本文若しくは第5条第1項の規定による調査、第50条の規定による届出に係る調査若しくは同法第14条第1項の規定による申請に係る調査又は第48条第1項、第51条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項、同法第7条第7項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項から第3項まで若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者は、当該調査又は措置に係る記録を作成しなければならない。

2 前項の規定により記録を作成した者（当該記録に係る土地の所有者と異なるときに限る。）は、速やかに、当該記録を当該土地の所有者に引き継ぐとともに、その写しを保存しておかなければならぬ。

(記録の作成等)

第60条 第47条第2項、第49条、第56条第1項若しくは第57条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項、第4条第2項若しくは第3項本文若しくは第5条第1項の規定による調査、第50条の規定による届出に係る調査若しくは土壤汚染対策法第14条第1項の規定による申請に係る調査又は第48条第1項、第51条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第3項若しくは第4項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項から第3項まで若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者は、当該調査又は措置に係る記録を作成しなければならない。

2 第47条第2項、第49条、第56条第1項若しくは第57条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項、第4条第2項若しくは第3項本文若しくは第5条第1項の規定による調査、第50条の規定による届出に係る調査若しくは土壤汚染対策法第14条第1項の規定による申請に係る調査又は第48条第1項、第51条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第3項若しくは第4項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項から第3項まで若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者（当該調査又は措置に係る土地の所有者と異なるときに限る。）は、前項の規定により記録を作成したときは、速やかに、当該

3 第1項の規定により記録を作成した者又は前項の規定による記録の引継ぎを受けた土地の所有者は、当該記録に係る土地を譲渡するときは、当該記録を当該土地の譲渡を受ける者に引き継がなければならない。

記録を当該土地の所有者に引き継ぐとともに、その写しを保存しておかなければなければならない。

3 第1項の規定による記録を作成した者又は前項の規定による記録の引継ぎを受けた土地の所有者は、当該調査又は措置に係る土地を譲渡するときは、当該記録を当該土地の譲渡を受ける者に引き継がなければならない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。